

小林市議会 政策討論会 最終報告

テーマ

「より豊かな市民生活の向上を目指して」

P 3～ 住民自治に根ざしたきずな協働体について【総務文教分科会】

P 9～ 人口維持対策（雇用対策）について【経済産業分科会】

P17～ 子育て・少子化対策について【市民厚生分科会】

小林市議会では、平成25年4月に施行された小林市議会基本条例に基づき、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市民の方々と議員が自由に情報交換及び意見交換する場として、「市民との意見交換会」を平成26年から市内14会場において毎年開催し、参加された市民の方々から多くの貴重なご意見をいただいています。

これらの市民意見を議会活動に反映させるため、第2回目となる平成27年7月に開催した「市民との意見交換会」における市民意見を基に、広報広聴委員会において各常任委員会の所管毎に整理し、さらに所管委員会において、その重要性や緊急性を考察し、重要調査項目について検討を行いました。

その結果、議会全体のテーマを「より豊かな市民生活の向上を目指して」とし、小林市議会では初めてとなる議員全員で構成する政策討論会全体会及び常任委員会を単位とする分科会を平成27年12月に設置いたしました。

各分科会のテーマは、

○総務文教分科会では、「住民自治に根ざしたきずな協働体について」

○経済産業分科会では、「人口維持対策（雇用対策）について」

○市民厚生分科会では、「子育て、少子化対策について」

として調査・研究してまいりました。

また、議長、副議長、議会運営委員長、各常任委員長の7名で構成する政策討論会幹事会を設置し、政策討論会の具体的な進め方や報告のあり方等について協議を行い、①問題分析を徹底的に行い論点を整理すること、②整理した論点について担当課や関係団体の意見を十分に聴取すること、③分科会と全体会を繰り返しながら議員間の情報共有を図ること、④前述を踏まえ、課題に対する具体的な対応策に結びつけること、⑤報告については市議会全体の尺度で評価し、議論の過程とその結果を分かりやすく市民に報告すること、などを確認しました。

平成28年12月9日に開催した政策討論会全体会において、3分科会の最終報告を確認し、「小林市議会 政策討論会 最終報告」として取りまとめました。

なお、最終報告の趣旨、内容等については、第2次小林市総合計画など市政への反映を要望するものであります。

平成28年12月13日

小林市議会

総務文教分科会

テーマ 「より豊かな市民生活の向上を目指して」

住民自治に根ざしたきずな協働体について

総務文教分科会では、「住民自治に根ざしたきずな協働体について」をテーマに、平成28年1月から13回の分科会を開催し、8月には大阪府大阪狭山市の視察研修を行いました。また、7月には市内14カ所で小林市議会と市民との意見交換会、10月には政策討論会全体会、11月には既存の4きずな協働体との分野別意見交換会を開催し、広く意見を聴取しながら、住民自治に根ざしたきずな協働体について調査・研究を行いました。

きずな協働体の現状や課題について、まず、ワークショップ方式で意見を出し、①意義・目的、②活動内容、③きずな協働体と行政区との関係、④きずな協働体の設置の範囲、⑤報酬と予算の5項目について問題分析を行いました。その後、各種意見交換会の意見を踏まえ、それぞれの項目について「あるべき姿」「現状・問題点」「どのような取り組みが必要か」についての論点を整理しましたので報告します。

①意義・目的

あるべき姿

1. きずな協働体は、小林市まちづくり基本条例を遵守し、活動地域を同じくする各種団体や地域住民をつなぐためのネットワーク組織です。また、既存団体にとって代わる組織や上に立つ組織ではありません。
2. 市民は、市政に関する情報を知る権利やまちづくりに参画する権利を持っています。子どもから高齢者まで、それぞれの目線で自分たちが暮らしている身近な地域のまちづくりに参画します。
3. 行政は、住民自治に根ざしたきずな協働体の活動を積極的にサポートします。

現状・問題点

1. まちづくり基本条例やきずな協働体の意義・目的が、市民に理解されていない。
2. 特に組加入者はきずな協働体の一員であることを知らない人が多いのではないか。

どのような取り組みが必要か

1. きずな協働体の主役は市民です。各種団体はもちろんのこと、活動区域の子どもから高齢者まで、市民全員がきずな協働体の一員であるという意識づけが必要です。なぜ、今、きずな協働体が必要なのか、その意義と目的について、区・組はもちろんですが、市民全員に、分かりやすい説明と根気強い広報活動を推進し、理解してもらうことが必要です。
2. しかし、きずな協働体の意義や目的は言葉だけでは伝えきれません。とにかく、きずな協働体に取り組む活動に参加してもらうことが一番の早道です。一人でも多くの市民がきずな協働体の活動に参加できるように、それぞれの活動内容を積極的に情報発信する取り組みが必要です。
3. 例えば、意義・目的を理解していただいた上で、小・中学校のPTAの協力を得た活動ができれば、子どもや子育て世代を巻き込んだ活動の広がりが期待できます。
4. また、不特定多数の方にきずな協働体の活動内容を周知するには、公共施設やスーパーなどでの掲示板やポスター等による周知も効果的と考えます。特に、公共施設での掲示可能スペースについての情報を、積極的にきずな協働体に発信すべきではないかと考えます。

②活動内容

あるべき姿

1. きずな協働体は、活動地域にある課題・問題について、自分たちでできることは自分たちで取り組みます。自分たちでは解決が困難な課題・問題については、行政に積極的に提案し、その実現に努めます。
2. PTA・NPO・消防団・ボランティア団体などのこれまでの活動はそのまま取り組みますが、地域の特性を活かし、各団体の事業を拡充したいような場合や区域を越えて取り組んだ方がより効果的なもの、新たな発想により実施する事業などを積極的に取り組みます。

現状・問題点

1. 年中の活動は、きずな協働体にとって大きな負担になっている。
2. 設置後2～3年は頑張れるが、現状のやり方では役員の負担が大きく、長くは続かないのではないか。
3. きずな協働体からの提案に対し、行政は政策等に反映させる制度を整備しているとはいえない。

どのような取り組みが必要か

1. 協働の意味をよく考え、行政はきずな協働体の活動を支援する必要があります。少なくとも年に1度は、きずな協働体と意見交換を行い、きずな協働体の現状や課題を把握するとともに、必要な行政情報、先進地情報、成功事例などを積極的に情報提供すべきです。
2. また、きずな協働体の合同意見交換やお互いの体験交流の機会も設け、それぞれの課題や現状について情報交換し連携を深めることは、小林市の協働のまちづくりにとって非常に有益だと考えます。
3. きずな協働体から行政への提案について、行政は政策等に反映させる取り組みを構築し、実現の可否に係わらず、協議結果及びその結果に結びついたプロセスを含め情報を公表すべきです。
4. きずな協働体と行政、きずな協働体同士、それぞれの意見や情報等のキャッチボールを継続させることが、持続可能なきずな協働体の運営につながると考えます。
5. きずな協働体の取り組む事業については、何でも、ではなく事業の取捨選択を行うべきです。年中の活動は負担になりすぎる傾向があるため、役員を含め参加する人が楽しく活動できる事業に絞ることが継続の鍵になると考えます。

③きずな協働体と行政区との関係

あるべき姿

1. きずな協働体と行政区の役割や活動内容及び予算を整理する必要があります。なぜなら、少子高齢化等による人口減少は顕著であり、1人で何役も引き受けたり、参加要請のある多様な会議やイベントに全て参加したりすることはできないからです。

現状

1. 既存のきずな協働体は特に問題があるとは考えていない。

どのような取り組みが必要か

1. きずな協働体独自の地域のリーダー育成・発掘の取り組みが必要です。
2. 行政区もきずな協働体の一員です。これまで区・組独自で実施してきた取り組みも、きずな協働体において取り組むことで、より多くの知恵やアイデアを取り入れた取り組みへと拡充することが期待されます。

④きずな協働体の設置の範囲

あるべき姿

1. 基本は、古くから市民のつながりの強い小学校区単位が適当であると考えます。
2. 全小学校区にきずな協働体を設置します。
3. きずな協働体の事務局設置においては、小学校の空き教室活用等を視野に入れ検討します。

現状

1. 既存のきずな協働体は特に問題があるとは考えていない。

どのような取り組みが必要か

1. 設置の範囲は地域の実情に応じて柔軟に変更できるようにします。
2. すでに設置したきずな協働体においても、必要に応じて再編についての協議を柔軟に行うことも可とします。

⑤報酬と予算

あるべき姿

1. きずな協働体の役員等が責任ある活動を継続していくために、役員手当や行動手当を支給できる体制が必要です。
2. 行政は、きずな協働体から提案された地域の課題・問題の解決のため政策及び予算等に反映させる制度を整備し、その充実に努めます。
3. なお、解決困難な地域の課題や問題の提案において予算を伴う場合は、行政の予算編成においてもきずな協働体が参画できる体制が必要です。

現状・問題点

1. 多くの会議やイベント等の活動を実施しているが、全て無報酬で活動している。
2. きずな協働体の活動は忙しく、徐々に参加するメンバーが限定されつつある。
3. 地域づくり交付金の交付対象事業は、地域住民自らが持続可能な地域づくりに取り組むために必要な経費としているが、どのきずな協働体にも概ね一律の交付額となっている。
4. 地域づくり交付金の対象となる活動の範囲や使途が明確に示されていない。
5. 既存のきずな協働体は自主財源確保に向けた活動を目指している。
6. いきいき地域づくり区交付金と地域づくり交付金のあり方を精査する必要があるか。

どのような取り組みが必要か

1. 役員手当や行動手当を含めた地域づくり交付金の使途について、分かりやすい基準を示すべきです。
2. きずな協働体の規模や活動内容は様々です。地域づくり交付金は、上限を設け、きずな協働体の活動計画に応じた交付額とすべきです。
3. きずな協働体から行政への提案について、行政は、政策等に反映させる取り組みを構築し、実現の可否に係わらず、協議結果及びその結果に結びついたプロセスを含め情報を公表すべきです。

経済産業分科会

テーマ 「より豊かな市民生活の向上を目指して」

人口維持対策（雇用対策）について

経済産業分科会では、「人口維持対策（雇用対策）について」をテーマに、平成28年1月から17回の分科会を開催し、7月には長崎県壱岐市、大分県日田市及び豊後高田市の視察研修を行いました。また、6月及び11月には経済土木部農業振興課及び畜産課との意見交換会、7月には市内14カ所で小林市議会と市民との意見交換会、10月には政策討論会全体会を開催し、広く意見を聴取しながら調査・研究を行いました。

人口維持対策（雇用対策）についての現状や課題について、まず、ワークショップ方式で意見を出し、「農業」、「雇用」、「観光」の3項目に大きく分類を行いました。

また、担当課や関係機関から資料として、「小林市内若者の就職状況」や「現在の農畜産物の生産状況」及び「2015農林業センサス」を提供いただき、ワークショップでの意見と併せて問題分析を行った結果、小林市の基幹産業が農業である以上、農業を確立することにより人口維持は可能とし、計画性のある農業の施策展開が必要であるとの結論に至りました。

30年後を見据えた農業の確立のため、現状の問題点とその背景について分析し、その問題を解決することができれば、おのずと観光や企業誘致につながり、さらに、農業後継者が安心して取り組める施策で後押しができれば、農業を希望する若者が地元に残り、さらにはI・J・Uターン者の就職にもつながることが期待できます。

当分科会では、小林市の儲かる農業の確立に向けた経営戦略を描きながら、独自のビジョンや目標値を設定し、その目標値を基に各種意見交換会の意見を踏まえ、農畜産物及び農業振興公社（仮称）設立に向けての「現状」と「問題点」、「必要な対応策」についての論点を整理しましたので報告します。

①水稲

現状

1. 2016年産の作付面積は958ヘクタールであり、2011年産から5年間で約20パーセント減少し、今後も水稲作付は減少傾向である。
2. 人口減少と米の消費量の減により、収穫量については5,000トンを割り込むと予想される。
3. コンバイン等の農業機械及び籾摺り乾燥機等の設備更新が遅れている。
4. 集落営農組織で田植えや稲刈り等を受託しているが、全地域での取り組みが確立されていない。

問題点

1. 2018年産に生産調整の廃止が決まっており、今後の対策をどうするか。
2. 水田は水を活用した輪作体系で良質な作物ができる。今後、生産調整がなくなり、仮に野菜に転換したとしても、疫病等が発生して作物に対しての影響が出てくるのではないか。
3. 水田は地域環境を保つための多面的機能が大きい。水田を活用することで地域の環境は守られている。今のままで地域環境を守れるか、守ろうとしても担い手がいないとできない。
4. 既存の集落営農組織をどう育成するか、収益が見える組織の形が描けない。
5. 集落営農組織を先導する地域のリーダー育成ができていない。
6. 認定農業者等が集落営農組織の中心的役割を果たしているが、専業農家として掛け持ち業務であるため、集落営農組織での活動が後回しになっている。
7. 関係機関との連携やその問題点、努力すべき部分が分かりにくい。

必要な対応策

1. 生産調整廃止を見据えて、地域の米の需要動向を把握し、生産者にいち早く情報提供を行い、地域の実情に見合った生産計画を検討する。
2. 集落営農組織を中心に機械の導入や労働力の確保及び担い手の育成を行い、さらに、農業後継者に機械等を譲渡するなど、水稲作付の方向転換を進める。
3. 集落営農組織を中心とした水稲に関する部会の設立に向けた検討を行う。
4. 売れる米づくりや特A取得のための技術力向上対策として、土壌分析や施肥設計及び栽培管理など適切な指導や助言を行い、高値で販売でき、収量確保を目指す取り組みを行う。
5. 一人当たりの米の消費拡大の取り組みも必要である。
6. 農業振興公社との連携。

②野菜

現状

1. 高齢化により小規模農家が減少しているため、全体的に機械の大型化、法人化を推進しないと生産量の確保は厳しい。
2. 施設野菜については、収量を安定させ、価格を一定以上保ち、収益を増やす取り組みが必要であるが、ハウスの老朽化等が進んでいる。
3. 露地野菜については、気候変動及び疫病等による減収や品質悪化が増加しており、さらに、農繁期において作業員の確保に苦慮している。
4. 平成29年春から浜ノ瀬ダム供用開始に伴い、畑地かんがい用水を利用した営農が始まる。

問題点

1. 保存の関係や核家族の影響等もあり、カット野菜が主流になってきている。
2. 近年の自然災害や異常気象等により、安定して品質のよい作物が作れなくなっており、生産者も困惑している。
3. 東京や大阪などでマルシェ等を開催し、小林産の商品を紹介・販売しているが、限定的であるため新規顧客にはつながらないのではないか（果樹も同様）。

必要な対応策

1. 農産物加工場の誘致や建設を行い、品目別にニーズに合ったカット野菜の詰め合わせなど、青果物から加工品へのシフトを行い、経営多角化につながる6次産業化への取り組みを推進し、儲かるためのシステムを構築する。
2. 規格外品も、加工や他産物との組み合わせなど付加価値をつけて販売する。
3. 農業の法人化による人材・労働力の確保を行い、生産量、収穫量を維持しながら、品質の向上により生産額を上げる取り組みを推進する。
4. 若手農業者の確保のためにも、認定農業者や離農農家からの適切な指導、助言を行える体制づくりを構築する。
5. 新たな加工品開発など多くの相乗効果が期待され、継続的に販売及び情報交流拠点として活用できるアンテナショップの設置を検討する（果樹も同様）。
6. 畑地かんがい用水を有効活用して、品質の向上とかん水効果の高い新規作物の導入や検討を行う。
7. きずな協働体と連携し、高齢者が家庭菜園等で生産した少量多品目の農産物を集荷・販売するシステムを検討し、高齢者の所得確保や生きがい対策につなぐ。
8. 農業振興公社との連携。

③果樹

現状

1. 果樹産地としてのイメージが浸透しており、直売や観光農園としての販売が確立している。
2. 老木化による改植等が進んでいないため、生産者は全体的に減少すると見込まれる。
3. ゆず、栗については、高齢化や有害鳥獣被害により生産者が減少している。
4. ぶどう、なしについては、生産者の組織が一元化されていない。
5. 消費者が皮をむいて食べるのを好まない傾向が進んでいる。

問題点

1. 保存の関係や核家族の影響等もあり、カットフルーツが主流になってきている。
2. 生産技術や栽培方法に格差があり、所得や収量、品質等に影響している。

必要な対応策

1. 農業の法人化や人材・労働力の確保により、生産量、収穫量を維持しながら生産額を上げる取り組みを行う。
2. 農産物加工場の誘致または建設を検討し、ニーズにあう果物のカット詰め合わせや所得確保のための加工品（リキュール・ジャムなど）の6次産業化の取り組みを行い、高付加価値のある商品を開発するなど、儲かるためのシステム構築により生産農家の現状維持につなげる。
3. 規格外品についても、他産物との組み合わせや加工品など付加価値をつけて販売していく。
4. 消費者ニーズに合う新品種の導入や生産を行い、賑わいが創出される中心市街地周辺で販売する（野菜も同様）。
5. 将来はインターネット販売等も絡めて、県内外での商品販売のPRに趣向を凝らし、市外向けへ販路を拡大、確保する。
6. 生産者の意思統一を図り、農業指導から販売までを一括で行うなど、小林ブランド商品として売り出すことも視野に入れて検討する。
7. 農業振興公社との連携。

④畜産

現状

1. 肉用牛の飼養頭数は、高齢化による生産者の自然減少で毎年約100頭減少しており、対策を講じなければ10年間で約1,000頭減少する。子牛の競り市場、年11回、33日間を確保することが西諸共通の目標であるため、年間15,000頭を維持するための対策が急務である。
2. 酪農については、需要に見合った生乳の生産ができない状況と生産者の高齢化で減少している。
3. 養鶏農家については後継者が育っているが、養豚農家と同様、企業的農業という位置付けであるため支援は少ないが、支援の充実を要望する声は多い。

問題点

1. 畜産が及ぼす地域への影響は計りしれないため、飼養頭数を現状維持するための対策を講じなければ地域は衰退する。高齢化は進む一方である。
2. 粗飼料の生産体制については、明確な取り組みがなされていない。
3. 生産者の資金力の差が増頭に大きく影響している。

必要な対応策

1. 各畜産クラスター協議会が実施する家畜飼養管理施設及び家畜排せつ物処理施設の整備により、若手農家の規模拡大を図る。併せて、ヘルパー組合等の充実など担い手の増頭対策のための既存施策を再検討すべきである。
2. 高齢者の飼育管理に対する負担軽減や個人所有の畜舎等の老朽化対策として、小林市営牧場の活用や子牛受託施設（キャトルセンター）の設置を検討する。
3. 担い手の労力軽減につなげる目的として、分業体制の構築について、地域での事業効果を検証し、異業種の参入や機械のオペレータ組織の育成及びコントラクター組合設立など作業の分業化を進めていく。
4. 酪農については、チーズやバターなど6次産業化への支援を進め、加工業者との連携を視野に入れることで、乳牛の頭数確保と所得確保につなげる。
5. 粗飼料生産については、団地化や機械の共同利用で国産粗飼料を確保することでコスト削減につなげていく。
6. 養豚、養鶏農家については、規模の維持、拡大のための支援を確立する。
7. 各畜産振興会や西諸畜連及びJAとの連携や協議を重ね、統一した考え方に結びつくよう目標と計画を立てて増頭対策を進める。
8. 宮崎大学農学部との連携協定に基づく地域循環型農業を推進する。
9. 農業振興公社との連携。

⑤農業振興公社（仮称）

現状

1. 農畜産業の担い手育成や農業研修等として、「きりしま農業振興公社（仮称）」の設立を計画している。平成28年度は設立準備委員会を立ち上げて関係機関と事業計画を進めている。
2. 農業への新規参入者に対しては、国の青年就農給付金（準備型2年、経営開始型5年）を活用して支援しており、市単独での支援はない。

問題点

1. 農業の専門家、技術員が不足しているため、営農指導が行き届いていない。
2. 今後の水田や畑地の維持にもつながる専門的な担い手の育成が必要である。今の担い手は70歳代が多く、後継者がいる農家は少ない。
3. 農業のビジョンがないため、連携がどうなっているのか、どこに問題があるのか、どう努力したらいいのか分かりにくい。その影響もあり、若い人たちも目標を立てにくく、農業の将来が見えないため、夢を描くことができない。

必要な対応策

1. ビジョンの作成（10年後の姿が見える形）
2. 新規就農者及び後継者の育成、研修
3. 就農支援センターとしての役割のほか、様々な支援を相談できる体制の構築
4. リーダーの育成
5. 金融機関との連携による経済的支援
6. 農業技術の継承
7. 営農等に関する最新情報の提供
8. 農商工連携による問題解決のための組織づくり
9. 企業の参入支援
10. 新商品開発やパッケージデザイン、ブランディングができる専門職の配置
11. 商品を売り込むための専門職の配置または職員自らが営業活動を実践する
12. 営農指導員や専門相談員の配置
13. 農業機械免許取得の支援
14. 有害鳥獣対策として、猟友会との連携や人材確保の支援
15. 農地中間管理機構との連携による耕作放棄地の再生

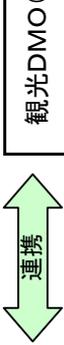
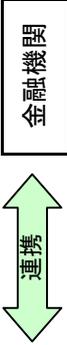
なお、これまでの協議を踏まえ、「儲かる農業の確立に向けた経営戦略」イメージ図を作成し、掲載しております。

儲かる農業の確立に向けた経営戦略
10年後の農業が見えるビジョンの策定

農業振興公社(仮称)の設立

- ・新規就農者及び後継者の育成、研修
- ・様々な支援を相談できる体制の構築
- ・リーダーの育成と農業技術の継承
- ・金融機関との連携による経済的支援
- ・営農等に関する最新情報の提供
- ・農商工連携による問題解決のための組織づくり
- ・企業の参入支援
- ・新商品開発やデザイン・ブランディングができる専門職の配置
- ・商品を売り込むための専門職の配置
- ・営農指導員や専門相談員の配置
- ・農業機械免許取得の支援
- ・有害鳥獣対策として、猟友会との連携や人材確保の支援
- ・農地中間管理機構との連携による耕作放棄地の再生

国・県・市・JA等



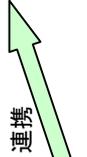
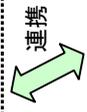
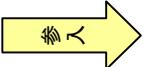
集落営農

- ・機械の共同利用
- ・労働力の確保
- ・担い手の育成
- ・水稻部会設立の検討



異業種

- ・建設業
- ・サラリーマン
- など

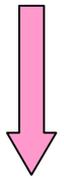


<p>水稻</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に見合った生産計画 ・特A取得のための技術力向上 ・土壌分析、施肥設計など適切な指導・助言 ・収量確保を目指す取り組み ・農業後継者に機械等を譲渡 ・一人当たりの米の消費拡大対策 	<p>野菜</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物加工場の誘致、建設の検討 ・青果物から加工品へのシフトによる6次化 ・経営多角化に繋がる儲かるシステムの構築 ・規格外品の付加価値販売 ・農業の法人化や人材・労働力の確保 ・品質の向上による生産額を上げる取り組み ・適切な助言・指導を行なえる体制づくり ・アンテナショップの設置の検討 ・消費者に身近な中心市街地周辺での販売 ・かん水効果の高い新作物の導入の検討 ・少量多品目の産物を集荷・販売するシステム ・共販体制の確立 	<p>果樹</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業の法人化や人材・労働力の確保 ・農産物加工場の誘致、建設の検討 ・6次化による高付加価値の商品開発 ・規格外品の付加価値販売 ・消費者に身近な中心市街地周辺での販売 ・アンテナショップの設置の検討 ・消費者ニーズに合った新たな品種の導入 ・ネット販売を含む県内外への販路拡大・確保 ・小林ブランドとして売り出すための意思統一 	<p>畜産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産クラスター事業による若手農家の支援 ・ヘルパー組合等の充実による増頭対策 ・子牛受託施設(キャトルセンター)の設置検討 ・市営牧場の活用による飼育管理の負担軽減 ・担い手の労働力軽減につなげる作業の分業化 ・異業種参入による機械のオペレーター育成 ・コントラクター組合などの設立 ・加工業者との連携による酪農家の支援・確保 ・団地化や機械の共同利用による粗飼料生産 ・宮大農学部と連携した循環型農業の推進 ・養豚・養鶏農家は規模の維持・拡大の支援 ・各種団体との意思統一
---	--	--	--

企業誘致(農産物加工場など)
アンテナショップ・レストランなど



雇用促進



観光DMO(観光推進協議会)



市民厚生分科会

テーマ 「より豊かな市民生活の向上を目指して」

子育て・少子化対策について

市民厚生分科会では、「子育て・少子化対策について」をテーマに、平成28年1月から13回の分科会を開催し、7月には市内14カ所で小林市議会と市民との意見交換会及び子育て関係団体の代表者との分野別意見交換会を開催し、広く意見を聴取しました。さらに、10月には政策討論会全体会を開催、また、福井県勝山市及び坂井市の視察研修を実施し、子育て・少子化対策について調査・研究を行いました。

本市における子育て・少子化対策の現状や課題について、まず、ワークショップ方式で意見を出し、①賃金が低く余裕がない、子育てにお金がかかるなどの経済的問題、②小児医療の充実や医師不足などの医療問題、③病後児保育・障がい児保育、保護者が働きやすい環境をつくる、保育料が高いなどの保育問題に分類し、「子育て・少子化対策」には、出産から子育てまでの切れ目のない支援が必要であることを改めて認識しました。

分野別意見交換会では、市内の子育て関係10団体の代表者と実施し、保育園の保護者代表からは、子ども・子育て支援新制度により、保育時間が短時間・標準時間に分けられ働きづらくなったという意見や、市内には夜間に緊急対応できる病院が無いとため、子どもの急な病気等には精神的・経済的負担が大きいという意見がありました。

また、子育て関係施設を運営する側からは、放課後児童クラブは今後も利用者が増加するため、計画的な増設が不可欠であるが、人員配置や予算面で苦慮することも多い。子育て支援センターは、保健センターの2階にあるため、小さい子ども連れの階段の利用は不便であり、遊び場も不足しているという意見が出されました。

さらに、通常保育だけでなく、要保護児童や発達障がいを抱える子どもに寄り添った支援をお願いしたいという要望もありました。

7月下旬に実施した市民との意見交換会においても市立病院の小児科・産婦人科の現状や病児・病後児保育の問題などの意見が出されたところであります。

これらの市民意見を集約していく中で、子育て関連の施設や制度の充実により、保護者が働きやすい環境をつくることが求められていることを認識するとともに、早急に対応すべき最重要課題であると考え、「働く親が安心して子どもを預けられる施設及び制度の充実」に絞って調査研究を行い、「児童センター・放課後児童クラブ等の運営」及び「病児・病後児保育等の充実」についての論点を整理しましたので報告します。

①児童センター・放課後児童クラブ等の運営について

先進地（福井県勝山市）の事例

福井県勝山市では、9小学校区に10の市直営の児童センター施設があり、放課後児童クラブ・放課後子ども教室・児童センター事業を統合して運営している。どの施設を利用しても利用料は無料としており、定員を設けず、希望する児童を全て受け入れている。なお、気がかりのある児童についても保護者と面談の上、受け入れている。

開館日や開館時間は、早期下校や振り替え休日に対応しており、利用する保護者は安心して預けることができる。また、夏休み等の長期休暇は、朝からの開館で児童の居場所となっている。職員は市の嘱託・臨時職員で対応している。

本市の現状・問題点

放課後や長期休業時の児童の遊びや生活の場として、社会教育課所管の放課後子ども教室と子育て支援課所管の放課後児童クラブの2事業がある。放課後子ども教室の利用は無料であるが、毎日開設していない。放課後児童クラブは日曜、祝日、年末年始を除くほとんどの日に開設しているが、月3,000円程度の利用料が必要となっている。

また、いずれも定員があり、主に市内中心部では定員を超える要望があるため、放課後児童クラブは第2クラブを増設している小学校区もある。

どのような取り組みが必要か

本市でも放課後児童クラブ・放課後子ども教室・児童センター事業などの関連する複数の事業を統合することにより、運営の合理化と利用者の利便性向上を図るべきである。

放課後や週末、長期休業時に子どもの居場所を必要とする家庭のために、市内全域で均等に安心安全な場所を提供することで、「働く親が安心して子どもを預けられる施設及び制度の充実」を実現できると考える。

さらに、施設の運営にあたっては、分野別意見交換会の意見からも対応する職員の確保やスキルの向上が課題となっている。人材の確保については、シルバー人材センター等高齢者の知識・経験を活かした新たな人材活用を視野に入れた取り組みも必要である。

今後の課題

社会教育課と子育て支援課の事業が制度上統合可能か調査研究しなければならない。

また、放課後児童クラブについては、NPO法人や民間保育園に委託している事業であるため、運営方法や利用料等は十分な協議が必要である。

併せて、先進地においても職員の確保については苦慮していたので、定期的な研修を行うとともに、先を見据えた人材の確保及び育成が必要である。

②病児・病後児保育等の充実について

先進地（福井県坂井市）の事例

福井県坂井市では病児・病後児保育を保育園1園とレディースクリニック・小児科医院・公立病院3院の4カ所で取り組んでおり、0歳から小学校6年生までの児童が対象になっている。病院内に開設することで、医師・看護師が対応する病室での保育が可能となり、保護者も安心して働くことができる。

本市の現状・問題点

本市においては、病後児保育を実施している施設が1園のみで、対象年齢も小学校3年生までとなっている。病児保育に対応できる場所が無いため、市外の病院に入院し、保護者も付き添いのため仕事や家事に支障をきたしている。

どのような取り組みが必要か

本市でも、病児保育に対応できる施設を設置することで、保護者の精神的、経済的負担は大きく軽減され、安心して働くことが可能となる。

しかし、設置にあたっては、専用スペース及び看護師と保育士を確保する必要があり、非常に厳しい条件となっている。施設運営についても補助金に大きく依存する状況である上、マイナス収支となる状況から、公的施設での運営または補助金の上乗せが必要となる。

以上を踏まえ、先進地の事例のように、病院内の病室を保育スペースとし、医師・看護師が対応できる病児保育の運営が最も合理的ではないかと考える。そのためには、実施可能な病院の理解や保育士の確保について十分な検討が必要である。

今後の課題

調査によると、全国的に病児対応型施設は稼働率約45パーセント、当日キャンセル率約25パーセントという結果があり、赤字運営を余儀なくされているようである。しかしながら、病児・病後児保育を含めた特別保育のニーズは年々高まっており、運営や人材育成においては市の支援が不可欠となっている。併せて、親が病気の子どもを見守れる社会環境が整備できるよう、市内事業所等に育児・看護休暇取得への理解をしていただくための働きかけも必要である。

また、喫緊の課題である小児科・産婦人科などの医師確保は、「子育て・少子化対策」に欠かせない重要な案件であることから、小林市・西諸県としても最重要課題として、医師確保の取り組みを確実に推進すべきである。